

成年後見制度用診断書の作成を依頼された医師の方へ（お願い）

日ごろから、家庭裁判所の事務に関し、一方ならぬ御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後、本人につき鑑定を行う必要がある場合には、できましたら診断書を作成してくださる先生に鑑定をお引き受けいただきたいと考えております。

以下、若干説明させていただきます。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人等」）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

家庭裁判所は、補助及び任意後見の利用開始に当たっては、医師の意見を聴かなければならないとされていますので、申立人に対して、申立書とともに、本人の精神の状態について記載された医師の診断書の提出をお願いしています。

後見及び保佐については、原則として医師等の鑑定を必要とするとされています（診断書の記載等から明らかに必要がないと認められる場合には、鑑定は不要とされています。）。

鑑定人は、法律上、主治医に限られているわけではありませんが、本人の状態をよく理解されている医師は主治医の先生と思われれます。また、診断書を作成した先生も、本人の状態を御存じのことと思われれますので、家庭裁判所では、鑑定のための本人や家族の負担を少なくするとともに、できるだけ、短期間に、低額の費用で鑑定を行うために、原則として主治医又は診断書作成の医師に鑑定を依頼しております。

鑑定書を提出していただく期限については、通常のケースでは、正式な依頼後おおむね1か月前後で、鑑定の報酬は5万円程度でお願いしたいと考えております。ただし、鑑定期間及び報酬額については、個別の事情があれば別途御相談させていただきます。

正式な鑑定依頼については、裁判所から書面を送付する方法により行います。

診断書を作成される先生におかれましては、鑑定を行う必要がある場合には、是非とも鑑定をお引き受けくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

鑑定をお引き受けいただけるかどうかなどについては、診断書付票に御記入をお願いします。

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。